

受 任 契 約 書

依頼者 [REDACTED] を甲、受任弁護士渡辺博及び石丸信を乙として、以下のとおり契約する。

1. 甲は乙に対し、下記の事件についての事件処理を委任し、乙はこれを受任する。
 - (1) 件名 証拠保全申立事件
 - (2) 委任の範囲 証拠保全申立及び手続の追行及び協力医への協力依頼
 - (3) 相手方 茨城県厚生農業協同組合連合会
2. 乙は、弁護士法その他関係法規に従い、誠実に受任事務の処理にあたる。
3. 甲は乙に対し、後記のとおり、弁護士費用及び実費預り金を支払う。
ただし、実費預り金については、乙が事件処理にあたって追加の支出を要するときは甲は乙の請求に従い速やかにこれを乙に対して支払う。
4. 第1項で委任の範囲を特に定めた場合を除き、事件が裁判上の事件となったときは第一審終了により、既に裁判上の事件であるときは当該審級の終了により、委任は終了する。
5. 甲が着手金又は事件処理に必要な費用を支払わないとき、乙は事件処理に着手せず又はその処理を中止することが出来る。
6. 甲が乙の責めに帰すことの出来ない事由で乙を解任したとき、乙の同意なく依頼事件を終結させたとき、又は故意もしくは重大な過失で依頼事件の処理を不能にしたときは、乙は甲に対し報酬の金額を請求することが出来る。
7. 甲が第3項の支払をしないときは、乙は甲より保管中の金員（保証金、相手方より收受した金員等）と相殺し又は事件処理に関する書類その他の物件を引き渡さないでおくことが出来る。
8. 甲が乙に断りなく住所を移転する等して連絡が取れなくなった時は、乙は依頼事件の

処理を中止し、かつ甲の代理人たる地位を辞任することが出来る。

9. 本契約に定めのない事情及び本契約に定めた事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上解決する。

記

(1) 手数料 — 315,000円 (消費税込)

【支払時期】

本契約締結のとき

(2) 諸費用 (交通通信費、申立費用、謄写費用、カメラマン費用)

次の金員を預り金とし、委任終了時に清算する。

100,000円

(3) 振込先口座 — [redacted] 銀行 [redacted] 支店

普通預金 [redacted]

名義 預り口 弁護士 渡辺 博

上記を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保管する。

平成22年12月29日

(依頼者) 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

(受任弁護士) 東京都港区西新橋3丁目2番1号

共同ビル(西新橋)6階601号室

田村町総合法律事務所

弁護士 渡 辺

弁護士 石 丸

博

信



2字削除

訴訟委任状

平成22年11月9日

住所

委任者

私は、次の弁護士を訴訟代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 渡 辺 博 弁護士 石 丸 信

住 所 〒105-0003
東京都港区西新橋三丁目2番1号
共同ビル（西新橋）6階601号室
田村町綜合法律事務所
電 話 03-3431-4488
F A X 03-3431-4481

記

- 1、私に中立人として、茨城県厚生農業組合協同組合連合会を相手とする
託收保付申立2件他一切の件。

- 1、和解、調停、請求の抛棄、認諾、復代理人の選任、参加による脱退
- 1、反訴控訴上告又は其の取下及び訴の取下
- 1、弁済の受領に関する一切の件
- 1、代理供託並びに還付利息取戻申請受領一切の件

訴訟委任状

平成22年11月9日

住所

委任者

私は、次の弁護士を訴訟代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 渡 辺 博 弁護士 石 丸 信

住 所 〒105-0003
東京都港区西新橋三丁目2番1号
共同ビル（西新橋）6階601号室
田村町総合法律事務所
電 話 03-3431-4488
F A X 03-3431-4481

記

- 1、私を中立人とし、茨城県厚生農業協同組合連合会を相手方とする
証拠保全の申立てを一切の件

- 1、和解、調停、請求の抛棄、認諾、復代理人の選任、参加による脱退
- 1、反訴控訴上告又は其の取下及び訴の取下
- 1、弁済の受領に関する一切の件
- 1、代理供託並びに還付利息取戻申請受領一切の件

訴訟委任状

平成22年 11月 9日

住所

委任者

私は、次の弁護士を訴訟代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 渡 辺 博 弁護士 石 丸 信

住 所 〒 105 - 0003
東京都港区西新橋三丁目2番1号
共同ビル（西新橋）6階601号室
田村町総合法律事務所
電 話 03 - 3431 - 4488
F A X 03 - 3431 - 4481

記

- 1、私を申立人とし、茨城県厚生農業協同組合連合会を相手方とする
証拠保全の申立とその他一切の件

- 1、和解、調停、請求の抛棄、認諾、復代理人の選任、参加による脱退
- 1、反訴控訴上告又は其の取下及び訴の取下
- 1、弁済の受領に関する一切の件
- 1、代理供託並びに還付利息取戻申請受領一切の件